

令和8年6月 時津町農業委員会総会

1. 日 時 令和8年6月26日（金曜日）17時～17時20分

2. 場 所 時津町役場第二庁舎2階会議室

3. 参加者

○農業委員（9名）

1 番 朝長 克二

2 番 吉川 博美

3 番 坂本 敬治

4 番 小畠 栄一（欠席）

5 番 高橋 達男

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信（欠席）

9 番 渡辺 洋一

10 番 水口 直喜

11 番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 植田 秀之

○事務局（2名） 成富 義徳 一瀬 良平

4. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について 2 番 吉川 博美 5 番 高橋 達男

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（受付番号1－10号）

日程第3 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1－9号）

○議 長

皆さん、こんにちは。本日の出席委員は農業委員 9 名、推進委員 2 名であります。会議規則第 7 条の規定の定数に達しておりますので、これより令和 8 年 6 月農業委員会総会を開催いたします。日程第 1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第 1 4 条の規定に基づき、2 番吉川委員、5 番高橋委員を指名いたします。日程第 2、議案第 1 号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第 1 号について説明いたします。1 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請、権利移動を伴う市街化調整区域内農地の転用です。譲渡人は久留里郷〇〇、〇〇さん、譲受人は長崎市新戸町〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は田、地積は 2 4 2 m²、市街化調整区域内の第 2 種農地です。譲受人は申請地を住宅用地として利用すべく申請するものです。権利の種類は売買による所有権移転で権利の期間は永年です。2 ページは許可申請書です。「3 転用計画」ですが、工事期間は許可日から令和 9 年 3 月 3 1 日までで、建築物は木造スレートぶき 2 階建、建築面積は 4 9. 2 7 m²です。「7 その他参考となるべき事項」としましては、現在、都市計画法第 3 4 条許可も同時申請中となっており、都市計画法施行令第 3 6 条第 1 項第 3 号ハの 5 0 連たん区域における住宅建設となっています。3、4 ページは位置図です。申請地は〇〇付近、〇〇に近い農地です。5 ページは現況写真です。現在、申請地は休耕地の状態です。6 ページは被害防除計画書です。「①(1)造成計画の内容」としましては、0. 3 5 m の盛土を行う予定で、「①(2)被害防除措置」としては、申請地を整地し、現状のまま利用予定ですが、申請地が道路より低くなっているため、道路と申請地間にスロープを設ける予定です。「②農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせない措置」につきましては、雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は公共下水道に接続します。「③周辺農地の営農条件に支障を生じさせないための措置」ですが、周辺農地は町道の対面に位置し、距離も十分離れており、申請地は周辺農地より南側に位置しているため、日照、通風に著しい影響はないとのことです。7 ページ

以降は住宅の配置図、平面図、立面図などです。１４ページは土地の選定理由書です。「１の選定条件」は現在の居住地から近いこと、土地の広さ、費用面などです。

「２代替地の検討」については５０戸連たん地域内で申請地に近い日並郷〇〇の田や日並郷〇〇の宅地も検討していますが、畑として利用していたり、住宅建設済のため断念しています。「申請地の状況」は居住地から約２キロと近く、現在、休耕地であることから、今回の申請地としています。議案第１号の説明は以上です。

○議 長 議案第１号についてご質問、ご意見はありませんか。

○１１番 ５０戸連たん区域における土地の購入ですが、周辺には農家があり、農薬散布や野焼きなどもあることについて、事前の説明などは行っているのか。

○事務局 今回は申請手続きを行った行政書士に口頭で説明を行いました。野焼きなどで調整区域に住む方からの苦情などもありますので、事前に説明し、理解していただくようにしていきたいと思います。

○１０番 ５０戸連たん制度の案内チラシなどにも記載した方がいいのではないかと。

○事務局 担当課にも相談してみたいと思います。

○議 長 ほかにありませんか。ないようでしたら議案第１号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第１号は許可相当とし、県に進達することといたします。日程第３、報告事項が１件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第１号ですが、１７ページをご覧ください。農地法第５条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。使用借人は浜田郷〇〇、〇〇さん、使用貸人は浦郷〇〇、義理の父の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は４７３㎡、市街化区域内の第３種農地で区画整理区域内です。使用借人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は使用貸借権の設定、権利の期間は３０年です。１８ページは届出書です。「４転用計画」ですが、工事着工時期は令和８年９月１日、工事完了は令和９年１月末の予定です。施設の概要としましては、専用住宅１棟で建築面積は１０８．１９㎡です。

「５被害防除施設の概要」につきましては、申請地付近には使用貸人の農地がありますが、土地造成工事を施工するにあたり土留め工事を行うため被害を生ずる恐れはないとのことです。２０ページは仮換地指定通知です。仮換地は〇〇です。２１ページは仮換地位置図です。申請地は〇〇の西側付近です。２２ページは現況写真です。現在、空地の状態です。２３ページ以降は、住宅の配置図、平面図、立面図です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議 長

報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、報告を終わります。以上をもちまして、本日の総会は閉会します。令和５年７月から３年間の任期内の総会は、これで最後となります。皆様、長い間、たいへんお疲れさまでした。